

大分大学の論点

あなたの知らないボーナスの話

冬のボーナス

全員 10%カット

…だったはずですが、
そこまで減っていません

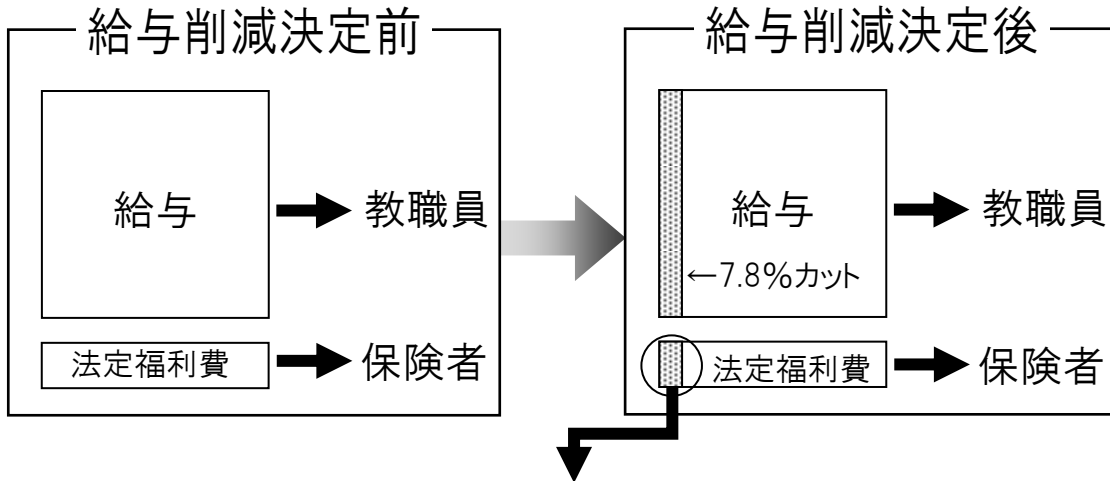
理由をご存知ですか？

理由
はこれだ

返すと約束していた お金を返したからです

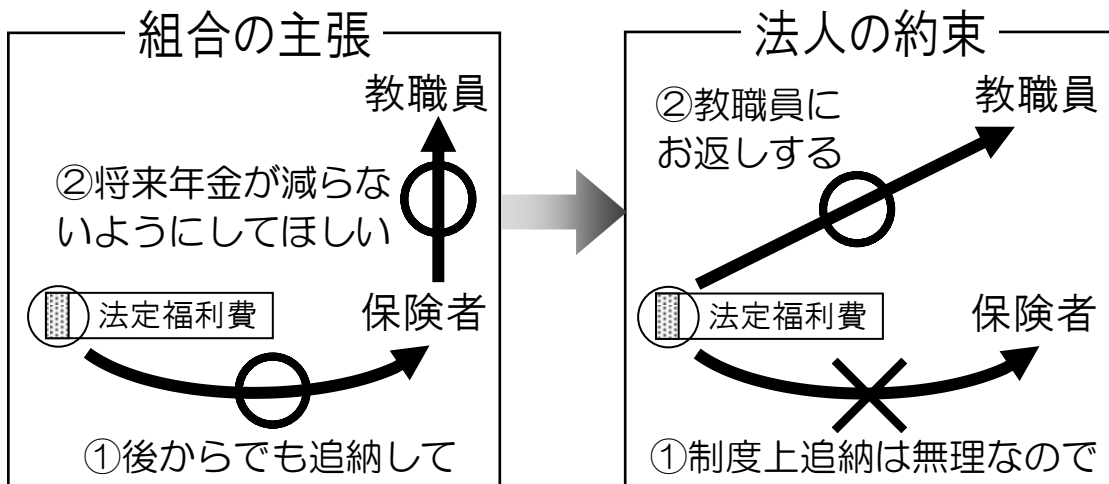
論点 それはもともと私たちの法定福利費でした

1. お金の出所は、いらなくなった法定福利費



法定福利費のいらなくなった分＝総額 6500 万円

2. いらなくなった法定福利費は返すと約束



法人の発言

「法定福利費のいらなくなった…分は、
当然お返しする中の一部になると思います」

(4月24日 給与説明会における総務部長発言)

これがボーナスに上乗せされることになりました

法定福利費

——法人が教職員のために支出する、法律で定められた福利厚生費のこと。法人負担は給与の約13%。医療保険や年金保険、労災保険などからなる。給与の削減によって、その分法人が保険者に収める負担も軽くなる。法人によれば約6500万円(組合推計で6768万円)浮いたことになる。

保険者

——保険の給付を行う保険事業の運営者のこと。文省共済組合など。なお被保険者は私達教職員である。

給与減額

——大分大学では、本年5月に実施。平均で助手・助教級 4.8%、講師・准教授級 7.8%、教授級 9.8%、全体で 7.8%減額された。

法人の約束について

——しかし約束は簡単に守られたわけではない。法人は約束して一カ月経たない5/30、「特例的に実施する臨時的支給に関する労使協定書(案)」において「法定福利費に関し…附属学校教員に対する救済措置への財源等として充当する」として当初の約束を破棄し、返還額0を提案したことさえあったのである。

ここにも注目!

問題 はこれだ

一人ひとりには十分な 金額を返していません

論点 ボーナスへの上乗せ率が低かったためです

1. 団体交渉でボーナスへの上乗せ率アップ

法人が過去提案してきたボーナスへの上乗せ率

5月法人提案 **0%** (月給比、成績良好者)

11月法人提案 **10%** **団体交渉で上乗せ率
大幅アップ!**

最終法人提案 **12.5%**

しかし、これでも不十分です

2. 返ってこなかった法定福利費

法人が約束を守るために必要なボーナスへの上乗せ率

7.8%給与減額者に対しては **16%** (月給比)

9.8%給与減額者に対しては **19%**

約束通りに
返還されない
教職員の割合

半数以上

12.5%の追加支給率では半数以上の人 法定福利費を取り戻せません

これでは返してもらったことにはなりません

団体交渉

—憲法で認められている労働者の権利の一つ。労働組合の団体交渉の申し入れに対して、法人は必ず応じなければならない。

ボーナスへの上乗せ率

—月給とボーナス合わせると15.95か月分の給料が一年で支給される。5月から月給もボーナスも9.8%減額された教職員の場合、年の減額は $14.95 \times 9.8\% = 1.46$ カ月。法定福利費の法人負担は13%だから、 $1.46 \times 13\% = 0.19$ カ月。つまり、9.8%給与減額者の場合、いらなくなった法定福利費の法人負担分は、月給の約19%である。ボーナスへの上乗せ率が12.5%では、 $19 - 12.5 = 6.5\%$ が返ってこないことになる。

半数以上の教職員が法定福利費を取り戻せない

—全体の給与減額者のうち、7.8%給与減額者が約51.7%、9.8%給与減額者が約20.6%、合計72.3%いる。どの給与減額者も偏りなく成績評価を受けたとすれば、成績良好者は全体の75%なので、 $72.3 \times 75\% = 54.2\%$ 。したがって、半数以上の人法定福利費を取り戻せない。

拝啓 法人役員の皆様

冬のボーナス 10%カットを回避していただき、ありがとうございます。

ですが、法定福利費は、私たち一人ひとりが将来受け取るはずだった年金の原資でもあります。

給与減額によっていらなくなった法定福利費は、約束通り、給与減額された被保険者である私たち教職員一人ひとりに返して下さい。そして、

約束を果たせなかったことへの

説明責任

を果たして下さい。

拝啓 教職員の皆様

ボーナスが振り込まれたら、少しでも組合のことを思い出して下さい。そして私たちはいつでも、

あなたの加入をお待ちしています

大分大学教職員組合

ただいま新規組合員ワンコインキャンペーン実施中！
今なら組合費が、常勤職員 500 円/月、非常勤職員 100 円/月

TEL・FAX: 097-554-7998 E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

2012年12月10日発行